## 文化芸術振興費補助金(伝統文化親子教室事業)交付要綱

平成 2 6 年 4 月 1 日 文 化 庁 長 官 決 定 平成 2 7 年 4 月 1 日 改 正

(通則)

第1条 文化芸術振興費補助金(伝統文化親子教室事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第25号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (交付の目的)

第2条 この補助金は、次代を担う子供たちが親とともに、伝統文化・生活文化に関する活動を計画 的・継続的に体験・修得する機会を提供することにより、伝統文化・生活文化の継承と、子供たち の感性や創造力の涵養に資することを目的とする。

## (交付の対象となる補助事業者、経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)及び 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対 象経費」という。)、補助金の額及び補助金の交付のための手続きについては、この要綱に定める もののほか、文化庁長官(以下「長官」という。)が定める補助要項によるものとする。

# (申請の手続)

- 第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(これに添付すべき書類を含む。 様式第1)を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第1 08号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対 象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。) に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消 費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## (交付決定の通知等)

- 第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2)を補助事業者に送付するものとする。
- 2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費 税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消 費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

## (交付の条件)

- 第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。
  - (1)補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3)を長官に提出し、その承認を受けなければならない。
    - ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。
    - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費 の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の 内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を 除く。
  - (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付す ことがある。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、長官に申請し、その承認を受けなければならない。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において は、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (5) 必要に応じて補助事業の遂行の状況に関する報告書(様式第4)を別に指示する日までに、 長官に提出しなければならない。また、長官が、必要があると認めるときは、補助事業の遂行 及び支出状況を調査することがある。
  - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
  - (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付する。
  - (8)補助事業の遂行により生ずる収入金(補助金を概算払いした場合の預金利子等)は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならない。
  - (9)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠 書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度か ら5年間保存しなければならない。
  - (10) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならない。 ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすること ができる。
  - (11) 補助事業を行うために契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する 都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに準拠して実施しなければならない。

#### (申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定(第8条による変更交付決定を含む。以下、第11条第1項において同じ。)の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面(様式第5)を長官に提出しなければならない。

### (計画変更の承認等)

第8条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第6)を補助事業者に送付するものとする。

#### (実績報告書)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、 完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過する日又は当該 補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、長官に実績報 告書(これに添付すべき書類を含む。様式第7)により当該補助事業の成果を報告しなければなら ない。
- 2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに 当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相 当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第10条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地 調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条第1号ア 又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合す ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第8)により 補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助 金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付等)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。 ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付する ことができる。

### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 補助金の交付の受けようとする者が消費税法上の課税事業者である補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第9)を長官に提出しなければならない。
- 2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部 又は一部の返還を命ずるものとする。

## (交付決定の取消等)

- 第13条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1)補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しく は要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。

- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第4項の規定を準用する。